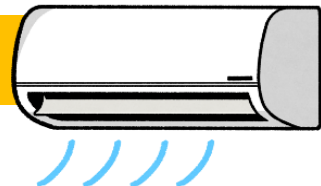


稲城市で生活保護を受給している世帯を対象に

# エアコン購入費等を助成します

目的：熱中症対策の強化と健康維持



## 対象世帯

- ①生活保護を受給中の世帯
  - ②居宅にエアコンが1台もない、または故障していて使用できない世帯
  - ③生活保護の一時扶助（冷房器具購入費）の支給対象とならない世帯
- ※賃貸物件については、貸主が設置・修理することになっている住宅を除きます。

## 助成上限額

1世帯あたり10万円まで

- ①エアコン本体購入費+②設置工事費等 → 助成上限額10万円まで  
(ただし、①エアコン本体購入費の助成上限額は7万8千円まで)
- ※上限額を超えた費用は自己負担となります。  
※東京都が実施している「東京ゼロエミポイント事業」との併用が可能です。

## 対象機器

1世帯につき1台

- ①店舗又は事業者にて購入したもの
- ②新規購入のほか、故障等により使用できない場合の買換え、中古品購入したもの
- ③壁又は窓枠に固定して設置するもの
- ④補助対象世帯が居住する住宅に設置するもの
- ⑤事業の用に供しないもの



©K.Okawara・Jet Inoue  
稲城市

申請期限：令和8年12月28日（月）

申請される場合は、エアコンの設置状況について事前に担当ケースワーカーが訪問し確認させていただきます。詳しくは担当ケースワーカーにお問い合わせください。

【問い合わせ】稲城市 生活福祉課 保護第一・第二係（稲城市福祉事務所）  
電話042-378-2111（内線214～218）